

平成24年11月22日
中部地方整備局河川部
新丸山ダム工事事務所
設楽ダム工事事務所
浜松河川国道事務所
三峰川総合開発工事事務所

平成24年度における中部地方整備局管内の ダム事業費等監理委員会 開催結果について

ダム建設事業は、調査計画段階から用地補償、生活再建、ダム本体施工を経て管理段階に至るまで、長い期間と多額の事業費を必要とするプロジェクトであり、事業者として、これまでも増して、より一層のコスト縮減、工期遵守に取り組んでいくことが求められています。

このため、平成20年8月5日に各事業ごとに「ダム事業費等監理委員会」を設置し、毎年、コスト縮減策やその実施状況、事業の進捗状況、工事工程の進捗状況等について、ご意見を頂いております。

平成24年度については、10月19日に委員会を開催し、次のご質問、ご意見を頂きました。

なお、委員会の説明資料等については、各事業のホームページでご覧頂けます。

<開催結果>

【新丸山ダム事業費等監理委員会】<http://www.cbr.mlit.go.jp/shinmaru/>

- 平成23年度に実施した仮設水路の応急復旧箇所については、本設水路としていないが再度被災しないのか。
(事務局からの説明)
 - ・当該箇所は将来ダム本体工事の残土処理を行う際に本設水路に付け替える計画としているが、当面は今回復旧した仮設水路で被災はしないものと考えている。
- ダム検証期間が長くなると、検証にかかる経費が増えることになるため、出来る限り早期に検証を終えていただきたい。
- 検証対象ダムにおいては、住民の生活に支障が発生することがないように必要な対応については優先的に実施していただきたい。

【設楽ダム事業費等監理委員会】

<http://www.cbr.mlit.go.jp/shitara/01menu/00what/whats01.html>

- 用地補償の進捗状況及び平成24年度末の進捗予定について教えてほしい。
(事務局からの説明)
 - ・平成24年8月末現在で、家屋移転を伴う生活再建者については、約6割の方と契約しており、平成24年度末には、交渉の状況にもよるが8～9割程度の契約が出来る予定である。
- ダム検証中ではあるがコスト縮減はしていないのか。
(事務局からの説明)
 - ・例えば、環境調査の契約において、調査方法をマニュアル化し、より競争性の高い契約方式に見直すなどの工夫を行っている。
- ダム検証期間が長くなると、検証にかかる経費が増えることになるため、出来る限り早期に検証を終えていただきたい。
- 検証対象ダムにおいては、住民の生活に支障が発生することがないように必要な対応については優先的に実施していただきたい。
- 環境調査などの継続調査については、毎年同じ額が計上されているが、今までの調査結果から内容を精査し、コスト縮減が図れるのではないかと
(事務局からの説明)
 - ・経年的なデータ取得が必要な水文観測や環境モニタリング調査など必要最小限の調査に絞って実施しているが、ご意見を踏まえさらに工夫していく。

【天竜川ダム再編事業費等監理委員会】 <http://www.cbr.mlit.go.jp/hamamatsu/>

- 平成23年度の測量設計費において、当初予算と変更予算の内訳が大きく増減しているにもかかわらず、総額は同じであり、予算を使い切ることが目的とみえてしまうが如何か。
(事務局からの説明)
 - ・排砂施設の実証実験において、浮泥などの現場条件による期間の延長等により、当初予算より大きく増額となってしまったことから、その他の予定していた内容を必要最小限の実施に止めた。
- 予算の執行について、さらに工夫をしてコスト縮減を図ること。
- 平成23年度に実施した進入路は、3種5級であれば大型車両の通行が困難と考えられるが、待避所はどのように設けているのか。
(事務局からの説明)
 - ・地形的制約から確保できる幅員が必要最小限の規格となっていることから、すれ違いのための待避所を設計要領に基づき設置している。
- 排砂工法は技術的に非常に難しく、現状では実証実験において所定の機能が得られていないが、海岸の維持に寄与する堆砂対策について大いに期待を寄せている。
- 排砂工法について、技術開発途中であり、難しい課題であるが、今後も引き続き検討をすすめて、早期の事業効果発現に向けて事業をすすめていただきたい。
- 治水機能に支障のない範囲で、発電容量への影響を軽減するような運用を検討いただきたい。
(事務局からの説明)
 - ・佐久間ダム所有者である電源開発（株）と調整を行いたい。

【三峰川総合開発ダム事業費等監理委員会】 <http://www.cbr.mlit.go.jp/mibuso/>

- 湖内堆砂対策施設の吸引工法について、水中サンドポンプ（水ジェット付）工法を採用するのか

（事務局からの説明）

- ・ 現地実証実験の結果、水中サンドポンプ（水ジェット付）工法において、必要な吸引能力の確保が可能であることが確認されたため、この工法を採用する方向で考えている。

- 治水機能に支障のない範囲で、発電容量への影響を軽減するような運用を検討いただきたい。

（事務局からの説明）

- ・ 貯水池運用において、発電にも配慮するよう努めていきたい。

<問合せ先>

国土交通省中部地方整備局河川部河川計画課

課長補佐 松原 充幸

TEL 052-953-8148

国土交通省中部地方整備局新丸山ダム工事事務所

副所長 青島 重行

TEL 0574-43-2780

国土交通省中部地方整備局設楽ダム工事事務所

副所長 川瀬 宏文

TEL 0536-23-4331

国土交通省中部地方整備局浜松河川国道事務所

副所長 杉山 勉

TEL 053-466-0111

国土交通省中部地方整備局三峰川総合開発工事事務所

副所長 瀬古 眞一

TEL 0265-98-2921

新丸山ダム事業費等監理委員会 運営要領

第1条（総 則）

本要領は、「中部地方整備局ダム事業費等監理委員会設置要領（平成20年3月31日付国部整河計第92号）」第6条の規定に基づき、新丸山ダム事業費等監理委員会（以下「委員会」という。）の運営に関する必要な事項を定めるものである。

第2条（組 織）

1. 委員会は、別紙の委員をもって構成する。
2. 委員長は委員の互選によって選出し、委員会を総括するものとする。
3. 必要に応じ、委員長の指名する委員を追加することができる。

第3条（所掌事項）

委員長は、事務所長からの要請を請けて委員会を招集するものとする。委員会は、原則として以下の事項について、確認を行うとともに意見を述べるものとする。なお、これ以外の事項について、事務所長から要請のあった場合には、確認を行うとともに意見を述べるものとする。

- 1) 事業の進捗状況
- 2) 当該年度の予算と事業内容
- 3) 当該年度の目標とスケジュール
- 4) コスト縮減策の具体的な内容

第4条（委員の任期）

委員の任期は、原則として委嘱のあった日から5年間とする。なお、5年以内に当該事業が完成した場合は、管理に移行する日までとする。

第5条（事務局）

委員会の事務局は、新丸山ダム工事事務所工務課に置くものとする。

第6条（委員長への委任）

この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

附 則

この運営要領は、平成20年8月5日から適用する。

平成23年11月1日 一部改定。

新丸山ダム事業費等監理委員会・名簿 委 員

区 分	専門分野	氏 名	所 属
学識経験者	環境経済システム	おがわ よしき 小川 芳樹	東洋大学経済学部／教授
	公認会計士	たかぎ まさき 高木 正樹	高木正樹税理士事務所
	マスコミ	まえだ こうじ 前田 弘司	元中日新聞社論説室／論説委員
	交通工学	まつい ひろし 松井 寛	名古屋工業大学／名誉教授
	ダム維持管理	まつお なおき 松尾 直規	中部大学工学部都市建設工学科／教授
	コンクリート工学	ろくごう けいてつ 六郷 恵哲	岐阜大学工学部社会基盤工学科／教授
関係機関		いわさき よしひさ 岩崎 福久	岐阜県県土整備部河川課長
		むかい かつゆき 向井 克之	愛知県建設部河川課長
		まんなか あきお 満仲 朗夫	三重県県土整備部河川・砂防課長
		かわぐち まさき 川口 雅樹	関西電力(株)東海支社 土木グループチーフマネジャー

(順不同、敬称略)

事務局等

区 分	氏 名	所 属
中部地方整備局	わたなべ まもる 渡邊 守	河川部広域水管理官
	あんどう もとはる 安藤 元治	新丸山ダム工事事務所長
	かわもと まさかず 川本 正和	丸山ダム管理所長

設楽ダム事業費等監理委員会 運営要領

第1条（総 則）

本要領は、「中部地方整備局ダム事業費等監理委員会設置要領（平成20年3月31日付国部整河計第92号）」第6条の規定に基づき、設楽ダム事業費等監理委員会（以下「委員会」という。）の運営に関する必要な事項を定めるものである。

第2条（組 織）

1. 委員会は、別紙の委員をもって構成する。
2. 委員長は委員の互選によって選出し、委員会を総括するものとする。
3. 必要に応じ、委員長の指名する委員を追加することができる。

第3条（所掌事項）

委員長は、事務所長からの要請を請けて委員会を招集するものとする。委員会は、原則として以下の事項について、確認を行うとともに意見を述べるものとする。なお、これ以外の事項について、事務所長から要請のあった場合には、確認を行うとともに意見を述べるものとする。

- 1) 事業の進捗状況
- 2) 当該年度の予算と事業内容
- 3) 当該年度の目標とスケジュール
- 4) コスト縮減策の具体的な内容

第4条（委員の任期）

委員の任期は、原則として委嘱のあった日から5年間とする。なお、5年以内に当該事業が完成した場合は、管理に移行する日までとする。

第5条（事務局）

委員会の事務局は、設楽ダム工事事務所工務課に置くものとする。

第6条（委員長への委任）

この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

附 則

この運営要領は、平成20年8月5日から適用する。

平成23年11月1日 一部改定。

設楽ダム事業費等監理委員会・名簿

委員

区分	専門分野	氏名	所属
学識経験者	公認会計士	たかぎ まさき 高木 正樹	高木正樹税理士事務所
	マスコミ	まえだ こうじ 前田 弘司	元中日新聞社論説室／論説委員
	交通工学	まつい ひろし 松井 寛	名古屋工業大学／名誉教授
	ダム維持管理	まつお なおき 松尾 直規	中部大学工学部都市建設工学科／教授
	コンクリート工学	ろくごう けいてつ 六郷 恵哲	岐阜大学工学部社会基盤工学科／教授
関係機関		とだ ともお 戸田 智雄	愛知県地域振興部土地水資源課長
		むかい かつゆき 向井 克之	愛知県建設部河川課長
		はらだ ひろし 原田 宏	愛知県企業庁水道部水道計画課長

(順不同、敬称略)

事務局等

区分	氏名	所属
中部地方整備局	わたなべ まもる 渡邊 守	河川部広域水管理官
	ふなはし やよい 舟橋 弥生	設楽ダム工事事務所長

天竜川ダム再編事業費等監理委員会 運営要領

第1条（総 則）

本要領は、「中部地方整備局ダム事業費等監理委員会設置要領（平成21年4月23日付、国部整河計第11号）」第6条の規定に基づき、天竜川ダム再編事業費等監理委員会（以下、「委員会」という。）の運営に関する必要な事項を定めるものである。

第2条（組 織）

1. 委員会は、別紙の委員をもって構成する。
2. 委員長は委員の互選によって選出し、委員会を総括するものとする。
3. 必要に応じ、委員長の指名する委員を追加することができる。

第3条（所掌事項）

委員長は、事務所長からの要請を請けて委員会を招集するものとする。委員会は、原則として以下の事項について、確認を行うとともに意見を述べるものとする。なお、これ以外の事項について、事務所長から要請のあった場合には、確認を行うとともに意見を述べるものとする。

- 1) 事業の進捗状況
- 2) 当該年度の予算と事業内容
- 3) 当該年度の目標とスケジュール
- 4) コスト縮減策の具体的な内容

第4条（委員の任期）

委員の任期は、原則として委嘱のあった日から5年間とする。なお、5年以内に当該事業が完成した場合は、管理に移行する日までとする。

第5条（事務局）

委員会の事務局は、浜松河川国道事務所開発工務課に置くものとする。

第6条（委員長への委任）

この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

附 則

この運営要領は、平成21年11月30日から適用する。

平成23年11月1日 一部改定。

天竜川ダム再編事業費等監理委員会・名簿 委員

区 分	専門分野	氏 名	所 属
学識経験者	公認会計士	たかぎ まさき 高木 正樹	高木正樹税理士事務所
	マスコミ	まえだ こうじ 前田 弘司	元中日新聞社論説室／論説委員
	交通工学	まつい ひろし 松井 寛	名古屋工業大学／名誉教授
	ダム維持管理	まつお なおき 松尾 直規	中部大学工学部都市建設工学科／教授
	コンクリート工学	ろくごう けいてつ 六郷 恵哲	岐阜大学工学部社会基盤工学科／教授
関係機関等		もりや ふみお 守屋 文雄	静岡県交通基盤部河川砂防局長
		あかさか ゆきのり 赤坂 幸則	電源開発(株)中部支店長代理

(順不同、敬称略)

事務局等

区 分	氏 名	所 属
中部地方整備局	わたなべ まもる 渡邊 守	河川部広域水管理官
	あまの くにひこ 天野 邦彦	浜松河川国道事務所長

三峰川総合開発ダム事業費等監理委員会 運営要領

第1条（総 則）

本要領は、「中部地方整備局ダム事業費等監理委員会設置要領（平成20年3月31日付国部整河計第92号）」第6条の規定に基づき、三峰川総合開発ダム事業費等監理委員会（以下「委員会」という。）の運営に関する必要な事項を定めるものである。

第2条（組 織）

1. 委員会は、別紙の委員をもって構成する。
2. 委員長は委員の互選によって選出し、委員会を総括するものとする。
3. 必要に応じ、委員長の指名する委員を追加することができる。

第3条（所掌事項）

委員長は、事務所長からの要請を請けて委員会を招集するものとする。委員会は、原則として以下の事項について、確認を行うとともに意見を述べるものとする。なお、これ以外の事項について、事務所長から要請のあった場合には、確認を行うとともに意見を述べるものとする。

- 1) 事業の進捗状況
- 2) 当該年度の予算と事業内容
- 3) 当該年度の目標とスケジュール
- 4) コスト縮減策の具体的な内容

第4条（委員の任期）

委員の任期は、原則として委嘱のあった日から5年間とする。なお、5年以内に当該事業が完成した場合は、管理に移行する日までとする。

第5条（事務局）

委員会の事務局は、三峰川総合開発工事事務所工務課に置くものとする。

第6条（委員長への委任）

この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

附 則

この運営要領は、平成21年10月30日から適用する。

平成23年11月1日 一部改定。

三峰川総合開発事業費等監理委員会・名簿 委 員

区 分	専門分野	氏 名	所 属
学識経験者	公認会計士	たかぎ まさき 高木 正樹	公認会計士高木正樹事務所
	マスコミ	まえだ こうじ 前田 弘司	元中日新聞社論説室／論説委員
	交通工学	まつい ひろし 松井 寛	名古屋工業大学／名誉教授
	ダム維持管理	まつお なおき 松尾 直規	中部大学工学部都市建設工学科／教授
	コンクリート工学	ろくごう けいてつ 六郷 恵哲	岐阜大学工学部社会基盤工学科／教授
関係機関等	関係行政機関	かまだ あさひで 鎌田 朝秀	長野県建設部河川課長
	利水者等の1-サー	よしかわ とくあき 吉川 篤明	長野県企業局次長

(順不同、敬称略)

事務局等

区 分	氏 名	所 属
中部地方整備局	わたなべ まもる 渡邊 守	河川部広域水管理官
	すずき しょうじ 鈴木 昭二	三峰川総合開発工事事務所長
	たかぎ まさる 高木 優	天竜川ダム統合管理事務所長